

個人情報消去・削除の法的規制をめぐって

湯浅 壘道
情報セキュリティ大学院大学

1. 現行の法的規制（行政機関・独法・地方公共団体）

1.1. 行政機関・独法・地方公共団体の場合の管理

管理単位

情報・文書・個人情報ファイル・電磁的記録・個人情報
情報

情報公開法

文書

公文書等の管理に関する法律

5条5項

行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにおいて政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにおいて廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

8条

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

文書管理規程等

個人情報ファイル

行政機関個人情報保護法2条4項

この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

電磁的記録（ファイル）
セキュリティ・ポリシー等
個人情報
個人情報保護法制

1.2. 廃棄に関する規定

「文書」を廃棄する → 当該文書に含まれる個人情報も自動的に削除
文書作成に用いた電磁的記録等は？
オープンデータとの関連

1.3. 民間事業者との違い

原則公開、例外非公開

2. 現行の法的規制（民間事業者）

民間事業者の管理

個人情報保護法

19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

26条

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

27条

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3. アメリカの例

州法による規制

Security Breach Notification Law と Data Disposal Law

多くの州が Data Disposal Law を制定

必要のなくなった個人情報の削除を求める

州	セキュリティ侵害通知法	データ廃棄法	州	セキュリティ侵害通知法	データ廃棄法
Alabama	x	x	Montana	◎	◎
Alaska	◎	◎	Nebraska	◎	x
Arizona	◎	◎	Nevada	◎	◎
Arkansas	◎	◎	New Hampshire	◎	x
California	◎	◎	New Jersey	◎	◎
Colorado	◎	◎	New Mexico	x	x
Connecticut	◎	◎	New York	◎	◎
Delaware	◎	x	North Carolina	◎	◎
Florida	◎	x	North Dakota	◎	x
Georgia	◎	◎	Ohio	◎	x
Hawaii	◎	◎	Oklahoma	◎	x
Idaho	◎	x	Oregon	◎	◎
Illinois	◎	◎	Pennsylvania	◎	x
Indiana	◎	◎	Rhode Island	◎	◎
Iowa	◎	x	South Carolina	◎	◎
Kansas	◎	◎	South Dakota	x	x
Kentucky	x	◎	Tennessee	◎	x
Louisiana	◎	x	Texas	◎	◎
Maine	◎	◎	Utah	◎	◎
Maryland	◎	◎	Vermont	◎	◎
Massachusetts	◎	x	Virginia	◎	x
Michigan	◎	◎	Washington	◎	◎
Minnesota	◎	x	West Virginia	◎	x
Mississippi	◎	x	Wisconsin	◎	◎
Missouri	◎	◎	Wyoming	◎	x

カリフォルニア州の場合

Cal. Civ. Code §§ 1798.81, 1798.81.5

1798.81. A business shall take all reasonable steps to dispose, or arrange for the disposal, of customer records within its custody or control containing personal information when the records are no longer to be retained by the business by (a) shredding, (b) erasing, or (c) otherwise modifying the personal information in those records to make it unreadable or undecipherable through any means.

4. 今後の法規制

4.1. 改正個人情報保護法

19条の改正

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

29条の新設

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

30条

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

※16条：利用目的による制限、

17条：適正取得（要配慮情報の同意なし取得の原則禁止）

4.2. マイナンバー法

特定個人情報保護委員会

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

「特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」

マイナンバーに関する事務を行う必要がなくなった場合、所管法令等において定められている保存期間等を経過したら、マイナンバーはできるだけ速やかに削除又は廃棄しなければならない。

その際、復元できない方法で削除又は廃棄しなければならない。

削除・廃棄の記録を保存する（外部に委託する場合には、証明書等で確認する）。

5. 検討

5.1. 3つの概念

消去、削除、廃棄

マイナンバー法ガイドラインの場合

削除 電磁的記録を念頭?

廃棄 紙の記録等を念頭?

5.2. 消去、削除の程度

マイナンバーの場合

復元できない方法で削除又は廃棄

「復元できない方法」とはどの程度のレベルを指すか

改正個人情報保護法の場合

マイナンバー法と同レベルか